

施術管理者の死亡及び施術所移転の場合の特例について

1 施術管理者が死亡した場合

施術管理者が死亡した場合、その施術所に勤務する親族が柔道整復師であれば、後継者となる場合が多いと存じます。そういう場合の救済策として、届出の際に次の内容の確約書を提出することで、施術管理者の要件について特例が適用されます。根拠は「柔道整復術施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)の別添疑義解釈の問9の答です。

(1) 実務経験期間の特例

後継者が必要な実務経験期間を満たしていない場合には、施術管理者となった上で実務経験期間を満たした後、速やかに実務経験期間証明書の写を提出する旨の確約書を提出することで施術管理者となることができます。

(2) 施術管理者研修の特例

後継者が届出の日から過去5年以内に施術管理者研修を修了していない場合には、届出の日から1年以内に研修修了証の写を提出する旨の確約書を提出することで施術管理者となることができます。

2 施術所を移転した場合

施術所を移転した場合は、たとえ移転先が県外であっても「施術所の所在地の変更」に当たることから、届出の際に実務経験期間証明書の写及び施術管理者研修の研修修了証の写の添付は不要です。根拠は「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱)」(平成30年1月16日付保発第0116第2号厚生労働省保険局長通知の別紙1)の8の“ただし書き”です。

ただし、開設者の変更や施術所名の変更が伴う場合は、単なる住所変更には当たらないとみなされる可能性が大きいと存じます。

令和元年5月20日

公益社団法人日本柔道整復師会保険部

【添付資料】

「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者
の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱)」
(平成30年1月16日付保発第0116第2号厚生労働省保険局長通知の別紙1)

8 受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出

受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行う者は、受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に、次の事項に定める書面を添付し、地方厚生(支)局長と都道府県知事へ届出又は申出するものとする。

なお、受領委任の届出の場合は、各都道府県公益社団法人柔道整復師会長を經由し

て行うものとする。

- (1) 施術所の開設届又は施術所の変更届の写し
- (2) 柔道整復師免許証(施術所に勤務する柔道整復師を含む。)の写し
- (3) 開設者が選任したことを証明する書類
- (4) 勤務形態を確認できる書類
- (5) 欠格事由に該当しない旨の申出書
- (6) 3による実務経験期間証明書の写し
- (7) 7による研修修了証の写し

ただし、次の事項を事由とした受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出において、届出又は申出の以前から、引き続き施術管理者となる場合は、(6)及び(7)の添付は不要とすること。

- (1) 施術所の所在地の変更の場合
- (2) 受領委任通知による、協定から受領委任の取扱規程に基づく契約への変更又は受領委任の取扱規程に基づく契約から協定への変更の場合